

民事執行・民事保全（２）

第１ 民事執行

１ インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするので、どうか。

(説明)

民事執行の手續における申立て等について、民事訴訟の手續と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることについては、第1回会議において、これに賛成する意見があった一方、特段の異論はみられなかった（なお、執行官に対する申立て等については、9参照）。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事執行の手續において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとするについて、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない者については、民事執行の手續においても、インターネットを用いてしなければならないものとするので、どうか。

(説明)

1 委任を受けた訴訟代理人等（民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない者）

第1回会議においては、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない者（委任を受けた訴訟代理人等）について、民事執行の手續においても、インターネットを用いて申立て等を行わなければならないものとするについては、異論がみられなかった。

2 委任を受けた訴訟代理人等以外の者

委任を受けた訴訟代理人等に加えて、それ以外の者についてもインターネットを用

いてする申立て等を義務付けるかについては、第1回会議においては、民事執行の手續の申立ての中には、定型化された書式により行うことができるものがあり、利便性の高いシステムが開発されることと相まって、訴訟代理人等以外の者であっても、インターネットを用いた方法によることが十分に可能であるという意見や、大規模な会社や金融機関であれば、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有しているとの意見が出された。

他方で、このような観点からインターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲を拡大することに対しては、反対意見があった。民事執行の手續については、定型的な申立て等も多く存在するものと考えられるが、執行異議や執行抗告の申立てのように、必ずしも定型化された書式のみによって行うことができないものもあると考えられるし、申立てが定型的であることと、これをインターネットを利用して行うことが可能であることは、必ずしも一致しないのではないかとの指摘が考えられる。また、第1回会議では、民事執行の手續を利用することの多い企業や業者等については、インターネットを用いた申立て等に対応することが十分に可能であるとの指摘もあったが、そのような者を明確に切り出すことは困難であるとの指摘もあり得る。

いずれにしても、委任を受けた訴訟代理人等以外の者にインターネットを用いてする申立て等を義務付けることについては、民事訴訟手續と異なり、民事執行の手續についてそのような制度を設けることを正当化する根拠を含めて検討する必要があると思われる。

そのほか、第2回会議においては、民事執行の手續において執行裁判所が選任した者（強制管理の手續における管理人等）についても、その申立て等につきインターネットを用いてすることを義務付けるかどうかの問題となり得る旨の指摘があった。

なお、執行官に対する申立て等についても問題となるが、これについては、9参照。

2 事件記録の電子化

① 民事執行の手續の記録を電子化するために、（民事訴訟手續と同様に、）次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

b aの申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手續において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りで

ない。

- ② また、上記の各規律を前提としつつも、民事執行の手續の特性を踏まえた特則を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

民事訴訟手續では、訴訟記録を電子化するために、本文① a 及び b の規律を設けることとしており、第 1 回会議では、民事執行事件の記録についても、同様の規律を設けることについて取り上げたが、民事執行手續の特性に着目した特則を設けるかどうかについては、第 1 回会議においても様々な意見があった。

具体的には、民事訴訟手續における記録の電子化のメリットとして、当事者が記録を持ち運ばなくても済むこと、迅速かつ効率的な争点等の整理を行うことが挙げられていたが、民事執行の手續においてはこれが当てはまる場合が多くないため、書面が提出された際に必ず電子化しなければならないとすることについては、このような民事執行の手續の特性も踏まえて検討する必要があるとの意見が出された。他方で、強制執行の申立てが却下された場合であっても執行抗告がされることがあり、また、差押えをする財産が存在しない場合（いわゆる空振りの場合）であっても、財産開示手續実施の要件である、知れている財産に対する強制執行等を実施しても完全な弁済を得られないこと（民執法第 197 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号）の資料になり得るため、このような場合でも記録を電子化する必要性はあるとの意見もあった。

民事訴訟手續において、原則として全ての訴訟記録を電子化することとされたのは、インターネットを利用した閲覧等を可能とし、又は記録の保管コストを低減することにより、当事者の利便性等を向上させるためである。当事者対立構造にない民事執行の手續については、このような趣旨が必ずしも妥当せず、電子化に伴うコストを踏まえて、記録の電子化について一定の特則を設けるという考え方があり得るが、その一方で、民事執行の手續においても、利害関係人がインターネットを通じて記録の閲覧をするニーズはあると考えられる以上、ニーズに対応する形で、電子化しない記録を設けるべきではないという考え方もあり得る。

また、その具体的内容をどのようにすべきかについても検討する必要があると考えられる。一定の事件に限って電子化の例外を設けることも考えられるが、どのような事件についてそのような例外を設けるかについて、明確な基準を設けることが可能であるかどうかについては、検討する必要があるように思われる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁

的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

第1回会議において、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについては、これに賛成する意見があった。

ただし、この問題については、2と関連して検討する必要がある。

4 期日におけるウェブ会議等の利用

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議・電話会議の利用について、民事訴訟手続と同様の規律とすることで、どうか。

(2) 売却決定期日

売却決定期日のウェブ会議・電話会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者その他の民執法第70条に規定する利害関係を有する者が【映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法】【音声の送受信により同時に通話をするができる方法】によって、売却決定期日における手続を行うことができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注) ウェブ会議・電話会議を利用することを決定する際に、当事者の意見を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(3) 配当期日

配当期日のウェブ会議・電話会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者が【映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法】【音声の送受信により同時に通話をするができる方法】によって、配当期日における手続を行うことができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注) ウェブ会議・電話会議を利用することを決定する際に、当事者の意見を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(4) 財産開示期日

財産開示期日のウェブ会議・電話会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか

ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、申立人【及び開示義務者】の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに申立人及び開示義務者が【映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法】【音声の送受信により同時に通話をするができる方法】によって、その申立人を財産開示手続に参加させることができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに申立人及び開示義務者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、その債務者から陳述を聴取することができる。
 - a 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
 - b 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
 - c 申立人に異議がない場合
- ② ①の規律により開示義務者が陳述をした場合には、財産開示期日において陳述をしたものとみなす。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日について、ウェブ会議等による参加を認めることについて、どのように考えるか。

(説明)

- 1 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋（本文(1)）
第1回部会では、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭

弁論や争点整理としての審尋、簡易な証拠調べとしての審尋（参考人等の審尋）を民事執行手続においても可能とすること（民事訴訟と異なる規律を設けないものとする）について、特段の異論はみられなかった。

なお、当該審尋の期日が争点整理としてのものなのか、簡易な証拠調べとしての性質を有するものなのかは、現行法でも問題となるが、今後とも、当該期日において行われる手続の内容に応じて決定されることになるとと思われる。

2 売却決定期日及び配当期日（本文(2)、(3)）

(1) ウェブ会議等による手続

第1回会議においては、売却決定期日及び配当期日について、利便性向上の観点から、ウェブ会議等による参加を認めることについて、特段の反対意見はなかった。ただし、売却決定期日及び配当期日自体を廃止すべきであるとの意見もあり、この点については、後記5で検討することとし、ここでは、ひとまず売却決定期日及び配当期日自体は存置することを前提に、そのような規律を設けることを取り上げている。

なお、売却決定期日について、ウェブ会議等による利便性の向上のメリットを広く及ぼす観点からは、差押債権者や債務者のみならず、それ以外の民執法第70条の規定により意見を陳述することができる者についても、ウェブ会議等による手続への参加を認めることが相当であるように思われる。

また、ウェブ会議のみならず、電話会議による手続を認めるかどうかについては、当事者の利便性の向上の観点や手続の円滑な実施の観点から、検討すべきであると考えられる。

(2) 関係者からの意見聴取

第1回会議では、自らがウェブ会議により出頭するか現実に出頭するかどうかは、その者の選択に委ねられていると考えられる以上、他の者がウェブ会議により手続に関与するかどうかにつき、意見を述べる機会を与える必要はないのではないかとの意見があった。一方で、例えば、売却決定期日において、最高価買受人が暴力団員等であるかが問題とされる場合など、売却決定期日の内容に秘匿性がある場合には、ウェブ会議等による参加を認めない旨の意見を述べるのが考えられるとの意見もあった。

そのため、この点につき検討をする必要があると思われる。

3 財産開示期日（本文(4)）

(1) 申立人のウェブ会議・電話会議による参加（本文ア）

第1回会議においては、財産開示期日について、申立人がウェブ会議等により手

続に参加することを認めることについては、これに反対する意見はなかった。

ウェブ会議のみならず、電話会議による手続も認めることについては、当事者の利便性の向上等の観点から、これに賛成する意見が出された。また、関係人からの意見聴取に関しては、開示義務者の意見を聴く必要はないとの意見があった。これらの点については、基本的には、売却決定期日及び配当期日に関する検討と同様の検討が妥当するものと考えられる。

(2) 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述（本文イ）

第1回会議においては、開示義務者のウェブ会議による陳述を認める要件について、ウェブ会議の方法による証人尋問の要件を参考にしつつ、具体的な要件を定めることについて積極的な意見が出された。そのため、証人尋問を参考として、要件等を提案している。もっとも、他方で、その具体的な内容としては、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合（本文イ①b）を要件とすることに反対する意見があった。

確かに、財産開示期日においては、開示義務者に一定の精神的緊張が伴うこともあり得ると考えられることから、そのような場合にまで直ちにウェブ会議による出頭を認めることは要件として広きに失するとの意見はあり得ると思われるが、他方で、同様の要件を定める民事訴訟法においては、例えば、証人が当事者本人又はその法定代理人が行った犯罪により被害を被ったものである場合等が想定されているところであり、当該要件は単に精神的緊張を伴うことのみで認められるものではなく、当該要件の解釈によって適切に対応することは可能であるとの指摘も考えられる。

4 他の期日（後注）

入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日について、裁判所が相当と認めたときは、ウェブ会議等による参加を認めることも考えられる。

ただし、入札期日については、ウェブ会議等の方法により入札することができるシステムが必要になるものと考えられ、入札期日をウェブ会議等の方法により行うニーズの程度等も踏まえて、検討する必要があると思われる。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

意見を述べるための一定の期間を設定することとし、売却決定期日を経ることなく、売却をすることができる仕組みとして、以下の規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却決定期日を指定し、又は民執法第70条の規定により意見を陳述すべき期間（意見陳述期間）を指定する。
- ② 売却決定期日を指定した場合には売却の許可又は不許可の決定は売却決定期日ですが、売却決定期日を定めずに①により意見陳述期間が指定された場合には期日外で売却の許可又は不許可の決定をする。
- ③ 裁判所は、①により意見陳述期間が指定された場合には、売却の許可又は不許可の決定は、当該意見陳述期間を経過した後でなければ、することができない。

(2) 配当期日を経ない配当

配当異議を述べるための一定の期間を設定することとし、配当期日を経ることなく、配当をすることができる仕組みとして、以下の規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は配当期日を指定し、裁判所書記官は配当期日において配当表を作成するか、又は、裁判所書記官は配当表を作成し、裁判所は民執法第89条第1項の規定により配当異議の申出をすべき期間（異議申出期間）を指定する。
- ② ①により配当期日を指定した場合には配当異議の申出は当該期日でなければならない。①により異議申出期間が指定された場合には、配当異議の申出は、当該期間内に期日外でなければならない。

(説明)

1 第1回会議における議論

第1回会議では、意見や異議を述べるための一定の期間を設定することとし、売却決定期日や配当期日を経ることなく、売却や配当をすることができる仕組みを設けることについて、これに賛成する意見が多かった。そこで、そのような仕組みを設ける方向で引き続き検討することが考えられる。

制度の具体的内容についての意見としては、売却許可決定等については、現行法の下では売却決定期日において言い渡すこととされているが、当該期日に代わるものとして一定の期間を設定することとした場合には、決定の告知時が画一的に定まるようにすべきであるとの意見が出された。また、配当期日に代わる期間の設定については、期間中に出された意見を踏まえて配当表が変更された場合の取扱いについて検討する必要があるとの意見があった。

また、そもそも、売却決定期日や配当期日自体を廃止し、意見や異議を述べるための期間を設定する制度に一本化すべきであるとの意見もあった。

2 検討

(1) 売却決定期日を経ない売却（本文(1)）

本文(1)は、売却決定期日を経ない売却に関する制度の基本的な枠組みについて検討するものである。

現行法においては、裁判所書記官は、売却を実施させる旨の処分と同時に売却決定期日を指定し（民執法第64条第4項）、売却の日時及び場所のほか、売却決定期日を開く日時及び場所等を公告するとともに、差押債権者等に対して通知しなければならないこととされている（同法第64条第5項、民執規則第36条第1項、第37条）。そして、執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならず（民執法第69条）、この決定は、言渡しの時に告知の効力を生ずることとされ（民執規則第54条）、売却許可決定が言い渡されたときは、裁判所書記官は、その内容を公告しなければならない（同規則第55条）。

売却決定期日を経ない売却の仕組みを設ける場合には、このような現行法における諸規律を踏まえ、売却決定期日を経ない場合にどのような枠組みを採るべきかを検討する必要があると思われる。具体的には、意見陳述期間の公告・通知に関する仕組み（現行法令で、売却決定期日の通知がされる者には、意見陳述期間の通知をすることが考えられる。）や、執行裁判所による売却の許可又は不許可の決定の効力発生時についてどのような制度を設けるかが問題となる（現行法令では、売却の許可又は不許可の決定は期日でされるが、期日外でするとなると、別途告知をどのようにするのが問題となる。）。

また、売却決定期日を経ない売却の仕組みを設ける場合には、売却決定期日に関する制度を廃止することも考えられるが、現行法上認められている仕組みをあえて廃止する必要性については検討する必要があると思われる。

(2) 配当期日を経ない配当（本文(2)）

本文(2)は、配当期日を経ない配当に関する制度の基本的な枠組みについて検討するものである。

この点についても、売却決定期日を経ない売却と同様に、配当期日を前提とする現行法の仕組みとの関係を検討する必要があると考えられる（通知の在り方など）。

また、配当期日を廃止することについては、売却決定期日を経ない売却に関する検討と同様の検討が妥当すると考えられる。

6 記録の閲覧

電子化した事件記録については、利害関係を有する者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証

明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができることで、どうか。

(注1) 民事訴訟手続における規律と同様に、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧若しくは複写をすることができる。

(注2) 記録の閲覧等の請求に関し、当事者以外の一定の者についても、当事者と同等に扱う者とする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 記録の閲覧等の主体及び請求の内容（本文）

第1回会議においては、利害関係人が電子化された事件記録の閲覧等を行うことができるものとする事について、特段の異論はなかった。そこで、そのような規律を設けることが考えられる。

2 閲覧等の具体的な内容（注1）（注2）

電子化された事件記録の具体的な閲覧方法については、民事訴訟手続と同様に、申立債権者や債務者はいつでもインターネットを用いて閲覧等を行うことができるようにすべきであるとの意見があった一方で、債権者については、一定の範囲の者について同様の閲覧等を認めることを前提としつつ、どのような場合にそのような閲覧等を認めるかどうかについて、議論があった。

民事執行の手続における事件記録の閲覧等を行うことができるのは、利害関係を有する者に限られているため、請求に際しては、裁判所書記官による利害関係の有無の判断が必要となる。インターネットによりいつでも閲覧等を行うことを認めることは、法的には、利害関係の存在をあらかじめ包括的に認め、閲覧等を許可しておくということにほかならず、どのような場合にそのような取扱いを認めるかどうかは運用上の問題となるようにも思われる。

一方で、申立債権者や債務者等については一般的にインターネットによりいつでも閲覧等を行うことを認めてもよいと考える場合には、その旨を最高裁判所規則等において明示することも考えられる。この場合には、このような取扱いを認める者の範囲やその時期について明確な基準を設けることが可能かどうかという観点からの検討が必要であると思われる。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(後注)民事執行の手続における公告においては、裁判所の掲示場等への掲示に加えて、公告事項又はその要旨をインターネットを利用する方法により公示するものとする
ことについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達 (本文(1))

第1回会議では、民事執行の手続における電磁的記録の送達の方法について、いわゆるシステム送達の方法(受送達者がシステム送達を受ける旨の届出をした場合には、裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録を受送達者において閲覧及びダウンロードを可能とする措置をした上で、その連絡先に宛ててその旨を通知する方法による送達)を可能とすることについて、送達を受けるべき者にとっての有用性を指摘する意見があり、基本的には、民事訴訟と同様の仕組みとすることについては、特段の反対意見はなかった。

もっとも、一方で、システム送達について1週間の経過により送達の効力が発生することとされている点については、第三債務者への送達について1週間の経過を必要とすることは申立債権者にとって不都合が生ずることがあり得るとの意見があったが、他方で、この点を改め、通知の発出時に効力が生ずるものとする場合には、第三債務者においていつ来るかも分からない差押えの通知を常に確認しておく必要が生じ、対応が困難であるとの意見があった。

また、債権者の利益を考えると、第三債務者が事前にシステム送達を受ける旨の届出をしていたとしても、その債権者の希望に沿って、書類の送達の方法により差押命令を第三債務者に送達すべきであるといった指摘もあったが、第三債務者が事前にシステム送達を受ける旨の届出をしているにもかかわらず、書面による送達が行われる可能性があるとして、いずれの方法による送達にも対応することができる体制を構築・維持する必要があり、負担となるとの意見も出された。

2 公示送達 (本文(2))

第1回会議では、公示送達については、インターネットを利用した方法によること

としている新民訴法と同様の規律とすることについて、特段の異論はみられなかった。

3 公告（後注）

民事執行の手續においては、公告の方式については、公告事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行うこととされており（民執規則第4条第1項）、また、そのような掲示に加え、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する方法により、公告事項の要旨等を公示することができることとしている（同規則第4条第3項）。

最高裁判所規則事項ではあるものの、公示送達と同様に、公告に際しては、この裁判所の掲示場等への掲示に加えて、インターネットを利用した方法の公示を必須とするのが問題となる。また、その際には、公告事項の全てを記載するのか、要旨とするなど簡略化するのかなども問題となる。

なお、公告をインターネットを用いた方法の公示に一本化することは、民事訴訟手續のIT化では、公示送達について、インターネットの利用に通じない者やインターネットを利用することのできる環境にない者の公示送達を受ける機会に配慮する観点から、裁判所の掲示場に掲示する方法と裁判所に設置した端末で閲覧させる方法とが選択的に規定されたこととの整合性も考慮する必要があると考えられる。

8 債務名義の正本の添付・執行文の付与

(1) 債務名義の正本添付の要否・単純執行文と同等の制度の要否

債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものである場合には、原則として、強制執行の手續において執行裁判所が債務名義作成裁判所の訴訟記録中の債務名義を確認するものとし、申立てに債務名義の正本の添付を要しないものとし、強制執行は、債務名義そのものによりするものとするについて、どのように考えるか。

(注) 強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合に、その裁判に係る文書を執行裁判所に提出することなく、執行停止の申立てをすれば、強制執行の停止をする仕組みを設けることで、どうか。

(2) 特殊執行文と同等の制度の要否

債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものについて、現行法において特殊執行文が必要となるケースでは、同様に執行文の付与を要するものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

- 1 債務名義の正本添付の要否等（本文(1)及び(注)）

第1回会議では、債務名義が裁判所において電子的に作成された場合に、強制執行の申立てに当たって債務名義の正本の添付を要しないものとする事について、賛成する意見が多かった。なお、その具体的な枠組みとしては、申立人において、申立ての基礎とする債務名義を特定して裁判所に確認を求めるものとする事が現行法の枠組みと整合的である旨の意見が出されたところであり、そのような制度とすることが考えられる。

また、このような制度とする際の法的な枠組みとしては、単純執行文については、執行文付与を要することなく、債務名義により強制執行をすることとする事が端的ではないかと思われるが、その具体的な仕組みについては、引き続き検討をすることが考えられる。

また、上記を踏まえて、強制執行を停止させる裁判が電磁的記録によりされた場合における当該裁判の正本提出についても、同様に取り扱うことが考えられる。なお、民事執行の手続においては、そのほかにも、申立人等が裁判の正本を提出すべきこととされているものがあるが（配当異議の申出をした債権者等による請求異議の訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出等（民執法第90条第6項））、これらについても同様とすることが考えられる。

2 特殊執行文と同等の制度の要否（本文(3)）

第1回会議では、条件成就執行文や承継執行文等の特殊執行文について、債務名義が電子的に作成された場合における取扱いをどのようにすべきかが議論された。この点については、実体的な判断を伴う特殊執行文の付与について執行裁判所の判断とすると、裁判所によって判断が分かれる可能性があるといった観点から、現行法と同様の枠組みを採用すべきであるとの意見が多かった一方で、客観的な資料に基づく判断であるとするれば、執行裁判所がこれを行うことも可能であるのではないかと指摘もあった。

特殊執行文についても、単純執行文について検討したのと同様に、執行裁判所がこれを判断することとし、その添付を不要とすることは、手続を簡明なものとし、当事者の利便性を向上させることに資するものと思われる。一方で、特殊執行文については、単純執行文と異なり、その付与に当たって実体的な判断を伴うため、これを執行裁判所の権限とした場合には、裁判所により判断がまちまちとなり、法的な安定性を損なうことがないかが問題となると思われる（第1回会議では、先行する判断の内容を他の裁判所が共有することにより、事実上判断の統一を図ることも考えられるとの意見もあったが、このような取扱いを行うことが相当であるかどうかは検討する必要があると思われる。）。また、現行法上債務名義や執行文の制度が設けられているのは、権利の有無を判定する機関とその権利を強制的に実現する機関を分離し、迅速な強制執行

を実現しようとした趣旨であり、特殊執行文について執行裁判所が判断することとする場合には、このような現行法の考え方との整合性についても検討する必要があると思われる。

9 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化等

執行官に直接申し立てる執行手続を裁判所に申し立てる執行手続と同様にIT化することについて、どのように考えるか。裁判所に申し立てる執行手続と異なる取扱いを検討すべき事項として、どのようなものがあるか。

(注) (執行官に直接申し立てる執行手続かどうかにかかわらず) 執行全般につき、執行官に対する申立て等の取扱いについても1及び2の規律と同様に考えることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化 (本文)

執行手続の中には裁判所に申立てをするもののほか、執行官に直接申し立てるものがある。執行官に直接申し立てる執行手続としては、動産執行(民執法第122条)、不動産の引渡(明渡)執行(同法第168条)のほか、担保権の実行としての動産競売(同法第190条)があり、これらの手続については、執行官が執行機関となり、債権者は執行官に直接申し立てをすることとされている。

執行官に直接申し立てをする上記の執行手続について、例えば、事件記録の電子化(前記2)や執行機関が事件管理システムを通じて債務名義を作成した裁判所が保管する債務名義を確認する規律(前記8)に関し、裁判所に申し立てをする執行手続と異なる規律を設けることを検討すべき事項があるかが問題となる。

第1回会議では、執行官に直接申し立てをする執行手続の中には、建物明渡執行や動産引渡執行のように、手続が積み重なることなく短期間で終了する事件も多いこと、実務上、債務者への説得のために債務名義正本等を示す場面も少なくないこと等を指摘する意見も出されたが、前記8までの議論も踏まえつつ、執行官に直接申し立てをする執行手続の特性を踏まえて、これらと異なる規律とするべきか、引き続き検討することが考えられる。

2 執行官に対する申立て等

執行官は、前記1のとおり執行官に直接申し立てる執行手続における執行機関となるほか、裁判所に申し立てがあった執行手続において、役割を有することがある。(執行官に直接申し立てる執行手続かどうかにかかわらず) 執行全般につき、執行官に対する申立て等が存在するところ、この取扱いを、1及び2の規律と同様に考えることに

ついて検討することが考えられる。

10 その他

これまで検討したもののほか、民事執行の手続について、民事訴訟手続のIT化に関する検討を踏まえて、これと同様にIT化することについて、どのように考えるか。民事訴訟手続と異なる取扱いを検討すべき事項として、どのようなものがあるか。

(説明)

民事執行の手続については、民事訴訟法の規定が包括的に準用されており(民執法第20条)、特別の定めを設けない場合には、その性質に反しない限り、民事訴訟手続のIT化に関する規定がそのまま準用されることとなる。第1回会議では、書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが取り上げられたが、この点について特段の異論はなかった。

このほか、第1回会議では、仮登記抵当権者のためにいわゆる配当留保供託が行われた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないために、事件が終了せず、裁判所がいつまでも紙の事件記録を保管しておく必要が生じているとの実例が紹介され、IT化に当たり、このような状況を解消するための制度を設けることが考えられるとの意見が出された。この点については、例えば、一定期間の経過により当該債権者に対して配当を実施することができなくなったものとみなし、追加配当をすべきこととすることも考えられるが、当該債権者の手続保障をどのように図るべきかについては、検討する必要があると思われる。

第2 民事保全

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続における申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする事としては、どうか。

(説明)

民事保全の手続における申立て等については、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることを可能とする事については、第1回会議において、特段の異論は見られなかった。そこで、そのような規律を設けることが考えられる。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者については、民事保全の手続においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

民事訴訟手続のIT化においては、委任を受けた訴訟代理人等は、申立て等を原則としてインターネットを用いてする方法により行わなければならないが、例外的に、裁判所の使用にかかる電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、インターネットを用いてする方法により申立て等を行うことができない場合には、書面による申立てをすることができることとされている。

第1回会議においては、仮に、委任を受けた訴訟代理人等について、民事訴訟手続と同様にインターネットを用いてする申立て等が義務付けられた場合、これらの者が義務付けの例外事由があるものとして書面による申立て等をする事、例外事由の有無を審査するために時間を要することとなるとして、民事保全手続の迅速性・密行性に照らし、委任を受けた訴訟代理人等を含めて、インターネットを用いてする方法の義務付けをしないべきであるという意見が出された。

これに対しては、民事保全手続に迅速性が求められるのであれば、なおさらITを活用すべきであるという意見や、インターネットを用いてする方法による申立て等をする事できない場合の処理は、例外事由に関する規律の運用の問題であるという意見が出された。

なお、民事保全の申立てをしたときに、疎明資料の原本確認が必要なのであれば、紙媒体で裁判所に持参したほうが早い場合はあるとの指摘があったが、疎明資料の原本の提出はここでいう申立て等の議論とは別の問題である(疎明資料の原本の提出は、ここでいう申立て等に含まれない)。

2 事件記録の電子化

① 民事保全の手続の記録を電子化するために、(民事訴訟手続と同様に、) 次のような規律を設ける事について、どのように考えるか。

a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイル)に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

b aの申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② また、上記の各規律を前提としつつも、民事保全の手続の特性を踏まえた特則を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

民事保全手続の特性を踏まえた電子化の例外に関する規律を設けることについて、第1回会議では、民事保全手続の場合には、保全命令の発令後に保全異議等の手続が予定されており、電子化の例外を認めるべきではないという意見が出された。

他方で、仮差押命令が発令された後、債務者が保全異議又は保全取消しの申立てをすることで、事件記録全体を改めて参照しなければならない事案はあまり多くないことを指摘した上で、例えば、書面による申立て等がされた場合には、原則として当該書面を事件記録として取り扱って迅速に保全命令を発令し、保全異議又は保全取消しの申立てがされた場合に限り当該書面を電子化するなど、書面の提出時点で電子化をするか一義的に確定するのではなく、電子化の必要が生じた場合に電子化することが考えられるとの意見も出された。

ここでの書面等の電子化は、基本的には、書面等を紙媒体で閲覧等するのではなく、電子化して、インターネットを利用して閲覧等を行うことができることを可能とすることに主眼があると思われるが、そのような書面等の電子化の必要性があるのかなどにつき検討をする必要があるようにも思われる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとしては、どうか。

(説明)

第2回会議において、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成することについては、特段の異論はみられなかった。ただし、この問題については、

2と関連して検討する必要がある。

4 期日におけるウェブ会議等の利用

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議・電話会議の利用について、民事訴訟手続と同様の規律とすることで、どうか。

(2) 仮の地位を定める仮処分命令等の審尋期日

仮の地位を定める仮処分命令や、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、ウェブ会議の利用のみを認める（電話会議による方法は認めない）こととする考え方について、どのように考えるか。

(説明)

1 口頭弁論、審尋の期日及び参考人等の審尋（本文(1)）

第2回会議では、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭弁論、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議・電話会議の利用を民事保全手続においても可能とすること（民事訴訟と異なる規律を設けないものとする）については、特段の異論はみられなかった。

2 仮の地位を定める仮処分命令等の審尋期日（本文(2)）

(1) 本文(1)の規律によれば、単に言い分を聞く審尋については、（弁論準備手続と同様に）電話会議の利用に特段の制約はないが（もっとも、実際の運用ではウェブ会議の利用も想定される。）、証拠調べの一種としての性質を有する審尋については、当事者双方に異議がないときに限って電話会議の利用が認められることとなる。証拠調べの一種としての性質を有するかどうかは、そこで行われる審尋の内容によることになると思われるが、仮の地位を定める仮処分命令、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日についても、このルールをそのまま適用し、単に言い分を聞く審尋については電話会議の利用に特段の制約を設けず、証拠調べの一種としての性質を有するケースでは、当事者双方に異議がないときに限って電話会議の利用が認められることとするとも考えられる。

(2) 他方で、本文(1)の一般的な規律とは別に、独自に規律を設けるといった意見も考えられる。第2回会議では、仮の地位を定める仮処分命令は、本案と同様の効果が発生することから、電話会議による方法は認めない（ウェブ会議の利用のみを認める）こととすべきであるとの意見が出されており、仮の地位を定める仮処分命令や、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、その性質に関係なく、電話会議による方法は認めない（ウェブ会議の利用のみを認める）こととする

考え方もあり得る。

もつとも、逆に、仮の地位を定める仮処分命令であっても、必ずしもウェブ会議でなければ裁判所において判断することができないというものではなく、かつ、急を要する場面があることからすれば、(当事者の異議の有無とは関係なく) 電話会議の利用に特段の制約を設けないとの意見も考えられ、第2回会議でも、電話会議による方法は認めない(ウェブ会議に限定する) ことについて反対する意見があった。

5 記録の閲覧等

閲覧等の主体を限定するとともに、債権者以外の者の閲覧等の時期を制限している現行民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のとおりの規律を設けることとしては、どうか。

- ① 電子化した事件記録については、利害関係を有する者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。
- ② 債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、①の規律は適用しない。

(注) 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱における規律と同様に、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者(申立債権者及び債務者)は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧及び複写をすることができる。

(説明)

1 記録の閲覧等の主体及び請求の内容等(本文)

第2回会議では、電子化した事件記録の閲覧等について、現行民保法第5条の規律を基本的に維持した上で、民事訴訟手続と同様に電子化された事件記録の閲覧等を行うことができるものとするについて、特段の異論はみられなかった。そこで、そのような規律を設けることが考えられる。

2 閲覧等の具体的内容(注)

閲覧等の具体的な内容については、民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱

における規律と同様に、(注)に記載した規律を設けることが考えられる。

他方で、第2回会議では、破産手続における事件記録の閲覧等については、破産者の情報が拡散することへの懸念から、利害関係人の閲覧等は裁判所設置端末によるものに限定すべきであるという意見を前提に、非公開の手続についての規律を統一し、民事保全手続についても、利害関係人の閲覧等は裁判所設置端末によるものに限定すべきであるという意見が出された。

もっとも、利害関係人が裁判所外端末を用いた閲覧を請求することができないとすると、これを請求することができるものとされている民事訴訟手続と比べて利便性が損なわれるものであることから、その必要性や許容性について検討する必要があると思われる。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

民事保全手続においても、民事訴訟手続のIT化後と同様のシステム送達や公示送達の規律を導入することが考えられる(なお、保全執行に関する手続については、7(注2)参照)。

7 その他

(注1) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(注2) 保全執行に関する手続については、基本的に、民事執行の手続と同様の規律によりIT化することについて、どのように考えるか。

(説明)

1 第2回会議では、証拠調べ手続について民事訴訟手続と同様の規律とすること(注1)や、保全執行に関する手続(民保法第43条以下)については、基本的に、民事執行の手続(「第1 民事執行」参照)と同様の規律によりIT化すること(注2)について、特段の異論はみられなかった。

なお、第2回会議では、第三債務者が事前にシステム送達を受ける旨の届出をしているにもかかわらず、仮差押命令が書面により送達される可能性があるとして、第三債務者としては、いずれの方法による送達にも対応することができる体制を構築・維持する必要があり、負担となるとの意見が出されたが、これは保全執行に関する手続の問題であり、民事執行法についての検討が妥当するものと考えられる。

- 2 このほか、現行法の下では、債権者は、裁判所による起訴命令が発せられた場合には、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出しなければならない（民保法第37条第1項）。これについては、第2回会議では、オンラインで申立てをすることとなれば、あえてこれらの文書を提出させる必要はなく、裁判所において、本案の訴えの提起又は係属をシステムにより確認すれば足りるとの意見が出されたところであり、民事執行手続における債務名義と同様に、債権者において、本案の訴えを特定して保全命令を発した裁判所に確認を求める制度とすることが考えられる。

なお、民保法第37条第5項により、一定の手続を開始する行為が本案の訴えの提起とみなされるが、事件記録が電子化されない手続については、書面の提出を必要とすることが考えられる。